ご加入手続について

本制度は大阪府社会福祉協議会の会員が加入対象です。
ご加入にあたっては大阪府社会福祉協議会への**会員登録**と**会費の納入**が必要です。

◆加入（ご継続）手続

補償期間（保険期間）

制度❶❷❸❹❺❽❾⓫　2027年　1月1日午後4時 から 2028年　1月1日午後 4時まで 1年間
制度❻⓾　2026年12月31日午後4時 から 2027年12月31日午後 4時まで 1年間
制度❼　2027年　1月1日午前0時 から 2027年12月31日午後12時まで 1年間

申込締切日

2026年11月20日（金）までにお申込みください。

- **加入申込票のご提出および保険料の着金により申込手続が完了します。両方の手続が完了しない場合、補償は開始されませんのでご注意ください。**

保険料の払込み

- 同封の振込依頼書をご使用のうえお振込ください。（振込手数料はご負担願います）りそな銀行窓口でお振込の場合、振込手数料は当会にて負担します。
- 所定の用紙を使わない場合は、法人名、施設名を明記のうえ、下記へお振込ください。
- 複数の施設の保険料をまとめてお振り込みされる場合、該当する施設名を別紙に明記しFAXください。

りそな銀行 大手支店　普通 1525912　名義：（福）大阪府社会福祉協議会

加入申込票の作成

- 申込日、保険料振込日を必ずご記入ください。
- 必ず施設長の職印または法人印を押印ください。
- 本紙（1枚目）および代理店用（2枚目）をご郵送ください。加入者控（3枚目）は郵送せず、お手元に保管ください。

加入申込票の送付

- 所定の用紙に必要事項をご記入いただき、下欄まで送付してください。

社会福祉法人　大阪府社会福祉協議会
総務企画部保険事業グループ
〒542-0065　大阪市中央区中寺1-1-54
TEL　06-6766-7377　FAX　06-6764-5374



◆中途加入

毎月1日付で随時加入することができます。

- 加入申込票のご提出および保険料の着金により申込手続が完了します。両方の手続が完了しない場合、補償は開始されませんのでご注意ください。
- **毎月15日までのお手続完了で翌月1日から補償が開始します。**
  例）　1月15日　完了　→　2月1日午前0時開始
  　　1月27日　完了　→　3月1日午前0時開始
- 至急のため上記より前にご加入をご希望の場合は、別途ご希望をお知らせください。
- 補償は加入後翌年の1月1日午後4時（制度❻⓾については2027年12月31日午後4時、制度❼については2027年12月31日午後12時）までとなります。

※**中途加入の保険料については、代理店・扱者からご連絡いたします。**

◆中途脱退

毎月1日付で随時脱退することができます。ただし、当年度分の大阪府社会福祉協議会会費の納入は必要となります。詳しくは、大阪府社会福祉協議会までお問合わせください。

- 中途加入と同様、毎月15日までにお申し出ください。
- 脱退後満期までの期間の解約返れい金については、代理店・扱者からご連絡いたします。

◆加入内容の変更

- ご加入内容が変更となる場合には、事前に代理店・扱者または引受保険会社へご通知ください。特に次に掲げる変更についてご通知がない場合、変更後の事故については保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
  ①職業・職務の変更
  ②住所の変更
  ③同種の危険を補償する他の保険契約（積立保険を含む傷害保険、団体総合生活補償保険、所得補償保険、賠償責任保険等）ご契約の場合
  ④法定外補償規定等の変更があった場合（制度❽施設職員労災上乗せ補償ご加入の場合）
  ⑤被保険者の変更（制度⓫理事長・施設長災害補償ご加入の場合）
  ⑥被保険者数の変更（制度❻入所者傷害事故補償、制度⓾非常勤職員災害補償ご加入の場合）
- 保険期間中に、施設の増設、定員数、事業内容の変更や住所、連絡先の変更があった場合にも、代理店・扱者へご通知ください。必要に応じて変更手続をご案内いたします。

◆加入者証の送付

本制度は社会福祉法人　大阪府社会福祉協議会が保険契約者となる団体契約ですので、保険証券は保険契約者である大阪府社会福祉協議会の手元にあります。各加入者へは、ご加入手続終了後に「加入者証※」をお送りしますので、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

※「加入者証」はお手元に届くまで多少時間がかかりますので、それまでの間、加入申込票の＜加入者控＞と振込票の控を保管してください。

※ご記入例は次のページをご参照ください。

事故が起こった場合

◆事故が起こった場合のご連絡等

事故が起こった場合、または医療業務に起因した身体障害事故を発見した場合は、次の処置を行ったうえで、代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

①損害の発生および拡大の防止	②相手の確認	③目撃者の確認

〈代理店・扱者〉

株式会社 島本保険事務所

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町４-１-３
大阪センタービル２階　　FAX:06-6245-4686

TEL：**06-6252-4520**

ご連絡はこちら

〈引受保険会社〉

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

事故は　いち早く
0120-258-189（無料）へ

◆保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡

① 保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から３０日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
上記へご連絡のうえ、「大阪府社協の社会福祉施設・事業者総合補償制度」への加入をお伝えください。

② 加入者証をお手元にご用意のうえ、下記の事項をご連絡ください。
- ●加入状況　　加入制度名、施設名（法人名）、連絡先、明細No
- ●被害者の状況　　氏名、年令、住所、連絡先
- ●事故の状況　　日時、場所、原因、状況
- ●ケガの状況　　受傷部位、病院名、治療見込
- ●手続方法　　保険金請求書の送付先、事故担当者氏名

※公的機関に提出する「事故報告書」等をFAXいただいても結構です。

③ 保険金のお支払い対象となる場合、引受保険会社から保険金請求手続についてご案内いたします。

◆保険金のご請求時に必要な書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。（賠償責任保険についてはP.37・38を、身元信用保険についてはP.47をご参照ください。）

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの
- 引受保険会社所定の保険金請求書
- 引受保険会社所定の同意書
- 事故原因・損害状況に関する資料
- 被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、戸籍謄本　等）
- 引受保険会社所定の診断書
- 診療状況申告書
- 公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書
- 死亡診断書
- 他から支払われる保険金・給付金等の額を確認する書類
- 被保険者であることを確認するための書類（保険契約者備付名簿（写）、被保険者数兼被保険者証明書、被保険者証明書（兼事故報告書）、請負契約書（写）、発注書（写）　等）

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

◆代理請求人について

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)」
②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする３親等内の親族」
③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」
(＊)法律上の配偶者に限ります。

◆保険金のお支払時期

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(＊1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(＊2)を終えて保険金をお支払いします。(＊3)

(＊1)保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

(＊2)保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(＊3)必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

◆事故発生時の示談交渉について

示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。この保険では、引受保険会社が被保険者に代わって**損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」を行うことができません**が、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円滑に解決するようご相談に応じさせていただきます。

なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

